

議案第60号

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第3条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される特別償却設備等について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備等

については、なお従前の例による。

提案理由

固定資産税の特例措置の適用を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限及び特別償却設備を新設し、又は増設する期間を延長するため、本案を提出する。